

大正区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市大正区役所庁舎清掃業務委託	清掃	株式会社サクセス	1,448,280	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G26	-
2	平成29年度大正区ものづくり企業活性化事業業務委託	総合イベント	街角企画株式会社	1,384,000	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成29年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画編集業務委託	デザイン	株式会社イスト	2,643,840	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	13,741,999	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	コミュニティ育成事業(地域版)	その他	大正区地域まちづくり共同体	18,238,000	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	コミュニティ育成事業	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	12,287,000	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
7	「地域見守り活動を通じた要援護者支援強化事業」業務委託	その他	社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会	16,263,000	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市大正区役所庁舎清掃業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪府泉佐野市上町1丁目4番10号

名称 株式会社サクセス

代表者 代表取締役 堀内 泰典

## 3 随意契約理由

本業務については、平成28年9月16日公告の総合評価一般競争入札「大阪市大正区役所庁舎清掃業務委託 長期継続」により、平成29年4月1日から3年間の長期継続契約を行う予定であったが、同年11月21日の開札の結果、予定価格超過により不調となり、再度、総合評価一般競争入札を行うこととなった。

しかしながら、総合評価一般競争入札評価会議が5月中旬から下旬に開催され、業者を決定することから、最短で7月1日からの契約となる。そのため、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間について、平成28年度の契約業者である、株式会社サクセスと地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の第1項第6号に基づく随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

## 5 担当部署

大正区役所総務課（庶務グループ）（電話番号 06 4394 9626）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度大正区ものづくり企業活性化事業業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市北区天神橋 1 - 1 - 1 中塚ビル 4 階

名称 街角企画株式会社

代表者 代表取締役 山本 一馬

## 3 随意契約理由

本業務の目的を達成するためには、地域の一員である企業が積極的に地域活動に参加できるよう取り組みを進めていく必要があり、事業者には、まちづくりや地域活性化に関する高度な専門性、ノウハウ、幅広い知識、経験等を求めていることから、定められた仕様に基づく価格のみの競争では、必要となる専門性等を担保することが困難であり、めざす成果が十分に実現されない恐れがある。

以上のことから、民間事業者の専門性、知識、経験等を活用した提案から選定することで、最も優れた成果を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大正区役所総務課（政策プロモーショングループ）（電話番号 06 4394 9942）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画編集業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区南船場 1 - 16 - 23 パレロワイヤル順慶町 501 号

名 称 株式会社イスト

代表者 代表取締役 杉田 康男

## 3 随意契約理由

本業務の目的を達成するためには、限られた紙面の中で創意工夫しながら情報を集約し、興味をひく記事配置等を行う必要があり、事業者には、高度な専門性・技術力等を求めていることから、定められた仕様に基づく価格のみの競争では必要となる専門性等を担保することが困難であり、めざす成果が十分に実現されない恐れがある。

以上のことから、民間事業者の専門性・技術力等を活用した提案から選定することで、最も優れた成果を求めることができる、公募型企画競争方式（コンペ）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大正区役所総務課（政策プロモーショングループ）（電話番号 06 4394 9106）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場 1 - 3 - 2 - 302

名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

## 3 随意契約理由

本業務は、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体等多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれの特性を發揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題や、地域の実情に合わせた自律的な地域運営の実現に向けて支援を行うこととしており、このような取組を促進するためには、民間事業者の柔軟な立場から、各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担ううえで、手法の独創性や類似業務に関する専門知識、経験など、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、一般財団法人 大阪市コミュニティ協会と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大正区役所市民協働課（市民協働グループ）（電話番号 06-4394-9743）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大正区コミュニティ育成事業（地域版）業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区船場1-3-2-302

名称 大正区地域まちづくり共同体

代表者 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会 理事長 宮川 晴美

## 3 随意契約理由

本事業は、身近な地域毎における住民主体のコミュニティの育成をはかり、心のふれあう住み心地の良いまちづくりに資することを目的としており、各事業を単にイベントとして開催するのではなく、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みを構築し、様々な事業を展開することから、行政にはない新たな発想や、民間事業者の高いノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、地域活動協議会や区民等との協働のうえ、身近な地域毎におけるコミュニティの育成につながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所市民協働課（市民協働グループ）（電話 06-4394-9743）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大正区コミュニティ育成事業業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区船場1-3-2-302

名称 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

## 3 随意契約理由

本事業は、多くの地域住民が集い、交流する豊かなコミュニティの育成をはかり、心のふれあう住み心地の良いまちづくりに資することを目的としていることから、単にイベントとして開催するのではなく、市民活動団体・企業等と協議・連携し、区民等との協働型事業として実施するうえで、行政にはない新たな発想や、民間事業者の高いノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりを構築し、区民等との協働のうえコミュニティの育成につながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所市民協働課（市民協働グループ）（電話 06-4394-9743）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

地域見守り活動を通じた要援護者支援強化事業業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区小林西1-14-3

名称 社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

代表者 会長 寄本 文信

## 3 随意契約理由

本業務は、大正区で形成されてきた地域における見守りのしくみや高齢者食事サービス事業を活用し、専門的・独創的な見地から、地域の状況を踏まえて事業を展開することで、地域見守りの効果を一層高め、セーフティネットの強化をはかることが求められる。また、全区で実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」との連携においても、ネットワークをさらに張りめぐらせることによる相乗効果が大きいと期待されることである。したがって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会の評価点は標準点を上回る優秀な提案であり、契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大正区役所保健福祉課（介護保険グループ）（電話番号 06 - 4394 - 9859）